

(開会) 15:00

中村座長

それでは、時間となりましたので、大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、本日の協議会を始めさせていただきます。

前回、基本条例の項目について協議いただき、いろいろと意見を出していただきそれを整理しましたので、本日は条例の項目を確定したいと思い皆さんに資料を配付しております。

少し御説明させていただきますと、まず、「和歌山市みんなでとりくむ災害対策基本条例」という名称です。

これは、行政だけがやるのではなく、市民の方や企業の方が全員で災害対策に取り組んでいきたいという思いを込めてつくっております。

前文から第1章 総則、第2章 自助、第3章 共助、第4章 公助ということで、34条の項目があります。

前文は前回読ませていただきましたので、省略させていただきます。

第1章 総則ですが、市民、事業者、市その他で災害対策を行っていくという基本的な事項を定めるということで、第2条でそれぞれの定義をしております。第3条は、自助、共助、公助ということで、基本理念を制定しています。第4条は、地域防災計画にこの基本理念を反映してもらいたいという条文です。

第2章 自助。まず、市民の自助ということで、第5条に書いてありますが、災害の準備といえますか、災害から一番遠い順番といえますか、そういう思いを込めて書いています。

まず、防災知識を習得、防災訓練に参加、建物の耐震化、家具等の転倒防止、緊急警報装置の設置、消火器の設置、飲料水等生活物資の備蓄、非常持出品の確認、避難場所・避難経路・避難方法の確認、災害時の連絡先・連絡方法の確認、災害時の情報収集の手段の確認、津波到着予想時間の把握、自主避難の奨励・避難勧告・避難指示に従う、その他ということで、要するに、災害——津波、地震が来る前にやっておかなければならないことを列挙していますが、最後は自主避難をする、あるいは避難勧告や避難指示に従うということです。

次に、事業者の自助ということで、第6条に従業員及び顧客の安全確保、地域防災活動への参加・協力、建物等の耐震化、事務機器等の転倒防止、資機材や物資の備蓄、避難場所・避難経路・避難方法の確認及び従業員への周知徹底、事業者防災組織の編成、防災訓練の実施及び参加、防災リーダーの育成、出火の防止、事業継続の手立て、その他というふうに事業者の自助を書いております。

第3章 共助では、第7条市民の共助ということで、自主防災組織の編成、防災知識の習得、防災情報の共有化、防災訓練の実施、災害時要援護者の援護、その他。

第8条事業者の共助として、事業者の特徴を活かした得意分野での貢献、地域との連携・協力・参加、その他と。

第4章は公助ということで、これは行政が取り組むものですが、第1節 基本方針として市の責務、それから議会の責務ということで、防災及び減災に関する調査、市の災害対策への助言及び提言、防災対策の執行の監査及び評価というようなことを書いております。それから、市職員の責務と。第12条基本方針として、市民との協働、災害に強いまちづくり。

第2節は協働による災害対策の推進ということで、自主防災組織への支援、ボランティア

活動への支援、防災知識の普及・啓発、地震・津波情報の伝達、避難勧告・指示等。

第3節は災害に強いまちづくりの推進ということで、医療救急体制の整備、緊急輸送体制の確立、災害物資の備蓄、避難所の開設等——避難所・避難ビルの総点検、これは、8メートルという津波が予想されるようになりましたので、避難所や避難ビルを総点検する必要があるということです。それから、避難所・避難ビルの告知、誘導看板の設置——公共施設の耐震化、ハザードマップの作成、防災教育の充実、防災リーダー等の養成・活用、防災訓練の実施、災害時要援護者への支援、災害時救援体制の整備、近隣自治体等との相互応援協定の締結・応援要請、事業者等との防災協定の締結、仮設住宅の建設、緊急復旧対策の実施、復興計画の作成と実施、その他ということで、これで確定してよろしいでしょうか。何か、御意見はありませんか。

芝本議員

第4章 公助についてですが、第13条から第15条までについて、これはこれから何かつくるのですか。それとも、これは何の文言もなしでいくのですか。

中村座長

これは、自主防災活動の支援等を書いていますので、これは表題といいますか、中身の条文をつくらないといけないということです。項目だけを書いています。

渡辺議員

第6条に事業者の自助というところに、事業者としての各種法令を遵守するといった項目をふやしていただけるとありがたいと思います。いろいろな法律がありますので、法令の遵守という項目をぜひとも入れていただければありがたいと思います。

それから、市民の自助、事業者の自助、市民の共助、事業者の共助について、ちょっと紛らわしい表現になっていると思います。市民の自助という表現が適切かどうかと思いますので、適切な表現があればと思っております。それから、第5条の(14)に「避難勧告、避難指示に従う」とありますが、例えば、指示者等のとか——だれに従うかよくわからないので、また、どの避難指示に従うのかと。

中村座長

ここで考えているのは、避難勧告、避難指示というのは、市が一定の基準に基づいて避難勧告を出しますよと。しかし、一般の市民はそれを出されても動かないというか……。

渡辺議員

主語があれば明確になると。

中村座長

それは、条文の内容をつくるときに検討します。

渡辺議員

市民の自助、事業者の自助というものに、何かいい表現があればという気がします。

中村座長

自助、共助、公助と整理したので、そうしました。

渡辺議員

次に、市民の共助、事業者の共助という言葉があるので、それぞれ意味があると思いますが……。

中村座長

基本理念に自助、共助、公助の説明が出てくるので、その説明を受けてということですが、今の段階ではわかりにくいかもしれません。

渡辺議員

簡単な言葉で言えば、市民の取り組みだとか、市民の皆さんの進め方といった優しい言葉で表現したほうがいいのかと。

姫田議員

協力、協同の部分を強調したいといいますか、協調したものをつくりたいということですよ。だから、ここではこういった表現になっていると。自助は勝手にといいますか、それなりにやるけど、何かあったときに地域との協力というものに対してもうちょっと義務づけというか——義務づけといっても難しいですが、決めたからといってそれができるということではありませんが、意識としてそういうことが必要だということをこの条例で広くアピールしたいと、そういう話ですよ。だから、言葉そのものはわかりやすい表現のほうが良いと思います。

中村座長

一番感じていることは、自助は自分の責任でいろいろやれると思いますが、今、地域で共助が一番活動していると思うんです。だから、これをちゃんと書いておくと。しかし、地域で活動しているが、海側と山側で温度差があるので、ここで書いてこういうことを隣近所でいろいろやっていかなければならないと、自治会単位でやっていかなければならないということでしたらと思って、書いていることは少ないですが、共助に一番力が入っているんです。

大体これでいいとしていただいて、具体的な条文は、今言われたようなことを盛り込んで解決できていく部分があると思いますので、この協議会の中から何名かを選抜して、原案とか、たたき台をつくってもらおうと思っていますが、それでよろしいでしょうか。

（「はい」との声）

それでは、総則と第1章については島議員に、共助については山本議員に、公助については園内議員にお願いして、先ほど出た意見を含めながら条例案をつくっていただいて、次の協議会に提示して皆さんに御検討いただくということによろしいでしょうか。

（「はい」との声）

そういうことで、一段階前に進めさせていただきます。次に、視察についてですが、前回、岡崎市を視察するというので、お手元に旅程案を配付していますが、今回、視察に行かれない議員さんにおいて、こういったことを聞いてきてほしいという御意見があれば、この際、言っていただければと思います。

私が聞きたいと思っていることは、岡崎市で市民意見聴取会をやっていますので、どういふことでやったのか。また、どんな状況であったのかを含めてということが一番大きなものですが、そのほかに何か聞いてほしいということがあれば、お願いします。

姫田議員

タウンミーティングの場所の選定について、学校区で選んだのか、その基準等について…

…。

中村座長

これが一番の主眼点で、だれが説明してどんな質問があつて、どんな人が集まつて、どういふ意見が出てきて、この条例にどう反映したのか、そういうことを聞きたいと思っています。

姫田議員

タウンミーティングについては、意見が出るか出ないかは別にして、アピールといった部分ではやったほうが良いと思います。また、それをやるために広く通知しますので、効果としては物すごく大きいと思います。参加されない方でも、そういった形で取り組んでいることを知ることができるわけです。そういった点では、こういった取り組みは必要だと思いません。

中村座長

心配するのは、条例の条文については市民の方は余り興味がないと思います。要は、災害対策についてどうするのか、避難所や避難路はどうなっているかということに興味があると思うので、やるとしても当局と一緒にやらないと、大方の意見を当局に言うておきますということでは、何をしに来たのかという感じに陥る可能性があるのではないということに危惧しますので、その辺も含めて聞いてきます。

姫田議員

岡崎市では議員で対応しているように見受けられます。出た意見に対して、必ずその場で答えを出すというよりも、意見を持ち帰つてどうするかを決めるということでもいいのではないですか。

島 議員

フィードバックをどうしたのか、2回目をやったのか、個々に返事を返したのか。ただ、このタウンミーティングを仕切つたのは、議会事務局なのか当局なのか。例えば、自治会を

管理しているのが自治振興課なので、そういうラインで案内を回してもらって、来てもらったのか、運営の母体がどこなのか。

園内議員

実は、公明新聞に岡崎防災基本条例の特集が載りまして、条例案の作成段階で8回にわたる市民意見聴取会を開催し、市民の意見を反映させてきた。中でも土砂災害の予防についての規定、第15条は市民の声をもとに作成されたもので、市は土砂災害から市民の安全を確保するために、県と連携して危険の周知及び警戒避難体制の準備の整備に努めなければならないなどとしています。同市議会事務局の担当者は、今回の条例は、議員が市民の目線で作成したものであり、今後、周知を図ることにより、市民が防災に対する意識を高めていけるようになるのではと話していたということで、8回というのは、多分地区ごとにやられたのではないかと思います。そして、その中で出てきた意見について、ここでは土砂災害という部分が条例に入ったということが載っていました。

尾崎副座長

そうなってくると、空き家についても地震のところに入れていってもいいのかなと思います。

園内議員

ただ、岡崎市は2年間をかけてやっていますので、本市で8回もやっている時間はないということはあると思います。

姫田議員

8回といっても4月11日から4月26日までなので、各場所でやったものを数えているだけだと思うので……。

尾崎副座長

視察に行つて聞いてきましょう。

山本議員

もし、意見聴取会の映像記録が残っていれば、それを見れば物すごくわかりやすいと思います。

姫田議員

議事録を見てもかなり詳しくやっています。

尾崎副座長

先ほど座長がおっしゃられたように、担当課と一緒に行ったのではないかと。

姫田議員

4月11日の最初の聴取会で、出席者から、「防災リーダー、婦人自主防災クラブなどの活

動は持続が困難である。この活動が続くように防災リーダー等のつながりが続けられるような内容を取り入れてほしい。」という要望で、それについて、「防災ボランティアの知識や技術、経験を持った方たちに市がどういった支援ができているのか、具体的内容について市に伝えていく。」と言っているんです。だから、市の職員が来てそれに答えているということではなくて、議員が受けて、市に言いますというようなことだと思いますから、それはそれでいいのではないかと思います。受けた意見はさまざまあって、それを持って帰って考えさせてもらう立場でいいのではないかと思います。

中村座長

一番心配するのは、各地域に防災会というのがあるんです。そして、訓練とかいろいろやっていて、そういった方が来られて、それで我々と議論するとすると、相手のほうが専門的なので、実際やっていることについての意見や要望もありますし、そういったことをどんどん言われて、我々は条例について話をしても話がかみ合わないと思います。

渡辺議員

条例というのは、基本的な方向をつくるだけの話なので、いろいろな問題については、議会が責任を持って聞いて当局に伝えると。その中で、条例に反映できるものは反映していくという程度でいいと思います。すべて座長が返事できませんので。

中村座長

ある程度答えないと。

渡辺議員

条例に入れるべきだという判断であれば……。

姫田議員

全体が終わってみないと、会場ごとに反対の意見が出てくるかもしれませんので。

中村座長

条例についての意見であれば何とかありますが、災害対策についての意見がほとんどだと思うんです。そうすると、それについて当局に言いますよということでは、この会議は何だと、当局を連れて来たらいいのではないかという意見が出るのではないかと。

尾崎副座長

岡崎市は一例ですから、ほかの市はやっていないわけですから。アンケート調査も一つの方法かとも思いますので、いろいろな選択肢があると思うので、一度視察に行ってみてからということでしょうかと思います。

園内議員

タウンミーティングは要望を聞く場ではありませんから。条例案の内容の提案の場ですか

ら。

中村座長

それでは、岡崎市に視察に行って、実際の話聞くということにしたいと思います。

次回の協議会について、10月25日（木）午後1時からということで、よろしいでしょうか。

（「はい」との声）

それでは、10月25日（木）午後1時からということでよろしく申し上げます。それまでに、先ほど選抜させていただいた議員の方に条例案をつくっていただいて、次回の協議会で検討してもらいたいと思いますので、よろしく申し上げます。また、視察したことについて、どう当市議会で生かしていくのかの協議をしたいと思っていますので、よろしく申し上げます。

それでは、本日の協議会を終了します。

（終了） 15：42